

スペックスports学園規約

第1条（名称）

本学園は、スペックスports学園という。

第2条（位置）

本学園は、大阪府大阪市東淀川区豊里5丁目2番24号に置く。

第3条（目的）

本学園は、「知育」「徳育」「体育」を柱とし、中でも体育活動を通して規律を重んじた身体教育と基礎的な教養活動により、幼児期に必要な豊かで健康的な人間形成を目的とする。

第4条（入園資格）

本学園の入園資格は、満2歳以上（3月末現在）の男女で、本学園の趣旨に賛同し本規約を承認した者とする。

第5条（授業日時）

本学園が別に定める授業曜日・時間とする。

第6条（休業日）

本学園の指定休業日・創立記念日・その他やむを得ない事由が発生した場合に限り休業するものとする。

第7条（授業内容）

本学園は、各年齢に応じた指導要項及び細目を設置し、それに基づき授業をするものとする。

第8条（入園手続）

本学園の入園手続きは、別に定めるものとする。

第9条（入園金）

本学園に入園許可された者は、別に定める入園金を指定された期日までに納入するものとする。
納入された入園金は、理由の如何を問わず返還しない。

第10条（継続費）

入園後（途中入園を含む）翌年度進級を希望する者は、進級毎に別に定める継続費を納入するものとする。

第11条（授業料及び諸経費）

別に定めるところに従い前納制で郵便局自動引落としにより毎月5日（休日の場合は翌営業日）に所定の口座より引落としされるものとする。

第12条（退園）

退園しようとする者は、退園する前月20日迄に退園届けを受付経由にて提出し承認を得るものとする。

第13条（休園）

原則として認めない。

第14条（授業料及び諸経費の不返還）

納入した授業料及び諸経費（積立金を除く）は、理由の如何を問わず返還しない。

第15条（積立金）

別に定めるところの積立金は、園生活1ヶ年を通して開催する特別行事等の費用を月割りで徴収するもので、各年度末（3月末）にて各自宛て精算するものとする。

第16条（授業料の怠納）

保護者が事前の手続きをとる場合の他、正当な理由がなく授業料の納入を1回でも怠ったときは、直ちに受講を停止され当然に生徒としての資格を失うものとする。

第17条（傷害事故）

生徒が授業中に身体上の傷害を受けた時は、その生徒が指導者の指示に従っていたと認められた場合、本学園が加入のスポーツ傷害保険の範囲内にて損害賠償の責に任ずるものとする。

第18条（処分）

本規約及び本学園が定める施設利用上の細則に違反する行為等本学園生徒（保護者）としてふさわしくないと思えられる者に対しては、本学園役員会において指導者の意見を聞いた上、除名処分等にすることがある。

第19条（改正）

本規約の改正及び変更は、本学園の定めるところのものとし、その効力は全ての生徒（保護者）に及ぶものとする。

第20条（附則）

1. 本規約に定めのない事項は、本学園がこれを定めるものとする。
2. 入園金・継続費・授業料・諸経費等については、経済情勢により変更する場合がある。

第21条（規約の発効）

本規約は、2015年6月10日より適用する。